

別記2 新規就農者チャレンジ事業

第1 事業の趣旨

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設（以下この別記において「機械・施設」という。）の導入等の取組を支援する。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。）に対して、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、本事業に要する経費を都道府県に交付する。
- 3 都道府県は、本事業に要する経費を市町村に交付する。

第3 取組主体

第6の7に定めるサポート体制を整備している市町村とする。

第4 事業内容

1 事業実施地区

本事業については、原則として以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下この別記において同じ。）が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると取組主体が認める地域内で行われるものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）において営農する場合は、この限りでない。

- （1）地域計画における「担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標」の「将来の目標とする集積率」（以下この別記において「目標集積率」という。）が「現状の集積率」（以下この別記において「現状集積率」という。）より減少するものでなく（ただし、目標集積率が7割以上の場合は除く。）、目標集積率が6割以上であること。

ただし、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。）が中間農業地域又は山間農業地域（以

下この別記において「中山間地域」という。)である場合には、5割以上であること(都府県に限る。)

(2) 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するものであること。

2 交付対象者の要件

取組主体は、以下の要件を満たし、本事業の助成の対象となる個人又は法人(以下この別記において「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が65歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下この別記において同じ。)の認定を申請時において受けていること。
- (3) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。以下この別記において同じ。)に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
- (4) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の別記2就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金(以下この別記において「経営開始資金等」という。)による資金の交付を申請時において受けていないこと。
- (5) 交付対象者が新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下この別記において「経営発展支援事業等」という。)による助成を過去に受けている場合は、既に成果目標を上回る成果を上げている、又は、事業実施年度の前年度の経営規模(この項において農業所得、販売額、作付面積、又は飼養頭数のいずれかのことをいう。)が以下のア若しくはイを上回っていること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると取組主体が認める場合は、この限りではない。
 - ア 経営発展支援事業等の別紙様式第1号の別添1収支計画における当該事業実施年度の前年度の経営規模
 - イ 市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項の基本構想をいう。)における新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標の値を5で除した値に、農業経営開始からの年数を乗じて得た値なお、経営規模が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき経営規模の補正を行うことができるものとする。
- (6) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組むこと。

3 補助対象となる事業内容等

(1) 補助の対象となる事業内容は、交付対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組とする。ただし、次に掲げる力の取組はアと併せて実施できないものとする。

ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械・施設の改良又は取得

イ 離農予定者等の経営資源を継承・利用する場合に必要な農業用機械・施設等の修繕、移設又は撤去

ウ 家畜の導入

エ 果樹・茶の新植・改植

オ 農地等の改良又は造成

カ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の導入

(2) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 単年度で完了すること。

イ 事業費（リース導入の場合はリース物件購入価格。以下この別記において同じ。）が事業内容ごとに50万円以上であること。ただし、(1) のイに係る事業費は25万円以上とする。

なお、事業の対象となる機械・施設が中古機械若しくは中古施設（以下この別記において「中古機械等」という。）又は中古資材等を活用して整備する施設である場合には、取組主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

ウ 原則として、事業の対象となる機械・施設は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下この別記において同じ。）がおおむね5年以上20年以下のものであること。ただし、事業の対象となる機械・施設が中古機械等である場合には、同令第3条に基づく耐用年数（以下この別記において「中古資産耐用年数」という。）が2年（リース導入の場合はリース期間）以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間（リース導入の場合はリース期間）以上の保証があるものに限る。）。

エ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(ア) フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

① 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

② 農業経営において真に必要なこと。

③ 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(イ) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(ア)の①から③までの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

オ 導入等を予定している機械・施設が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械・施設の代替として、同種、同能力等のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと。

カ 本事業以外の国の補助事業の対象として導入等するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

キ 市町村事業計画の都道府県知事による承認以前に、交付対象者が、自己資金又は本事業以外の補助事業による計画に基づき実施中又は既に完了しているものではないこと。

ク 取得する機械・施設について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険への加入、施工・販売業者等による保証その他の気象災害等に備えた措置がなされるものであること。なお、当該措置適用期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であって、第6の8の(1)の(ア)に規定する処分制限期間の満了までとすること。

ケ 補助事業等により取得した財産の修繕、移設、撤去等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下この別記において「財産の処分等の承認基準」という。）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

(3) 農業用機械をリース導入する場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

ア 交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とし、取組主体は、交付対象者が選定した農業用機械の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ補助金を支払うこと。

また、財産処分の手続等により補助金の返還がある場合、リース事業者から返還を受けることとし、そのことについてリース事業者が同意していること。

イ リース期間は3年以上で、法定耐用年数以内又は中古資産耐用年数以内であること。

ウ 取組主体は、交付対象者及びリース事業者に対し、交付対象者の成果目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応を促すものとする。

エ 交付対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること。

4 補助額

本事業の交付対象者の補助対象経費は、3の(1)の取組に必要な経費とし、以下により算定するものとする。

取組主体が交付対象者に交付する事業内容ごとの補助金の額は、次の(1)又は(2)の額とする。

(1) 取組主体が3の(1)のアからオまでを実施する交付対象者に交付する補助金の額は、補助対象経費に10分の3を乗じて得た額以内とする。

(2) 取組主体が3の(1)のカを実施する交付対象者に交付する補助金の額(以下この別記において「リース料補助額」という。)は、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×3/7以内

ただし、当該リース物件のリース期間を4年未満とする場合にあっては、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×

(リース期間(1か月未満は切り捨て)/7年間)×0.75以内

なお、交付対象者ごとの補助上限額は、法人の場合は3,000万円、個人の場合は1,500万円とする。

5 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

6 成果目標

本事業の成果目標は、以下の(1)から(3)までのいずれか一つを設定するものとする。

なお、取組主体は、交付対象者に、別表1の目標水準に基づき、適切に成果目標を設定させるものとする。

(1) 事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大

(2) 付加価値額の1割以上の拡大

(3) 労働生産性の3%以上の向上

第5 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

交付対象者は、新規就農者チャレンジ事業計画(別紙様式第1号。以下この別記において「交付対象者事業計画」という。)を作成し、取組主体に承認申請する。

あわせて、交付対象者は、「みどりチェック」チェックシート(別紙様式第1号別添7)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出するものとする。ただし、当該年度において、農林水産省の他の事業等で既に交付対象者から提出されている場合には、提出を求めない。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第6の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

2 交付対象者事業計画の変更申請

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請するものとする。

3 交付申請

1の承認を受けた交付対象者は、新規就農者チャレンジ事業交付申請書(別紙様式第2号)を作成し、取組主体に補助金の交付を申請するものとする。

4 事業の着工

(1) 交付対象者は、事業に着工（機械・施設の発注を含む。）する場合は、原則として取組主体からの補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等（以下この別記において「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、取組主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

(2) 交付対象者は、(1)の事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札、複数の業者からの見積徴取等により、事業費の低減（リース導入の場合は、事業費に諸費用を加えた額の低減）に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、取組主体は交付対象者に周知・指導等を行うものとする。

(3) 取組主体は、交付対象者が(1)により交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は交付対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、取組主体は、交付対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日並びに交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

(4) 取組主体は、交付対象者が(1)により交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう交付対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

(5) 取組主体は、交付対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、(1)の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

(6) 都道府県知事は、取組主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

5 事業の完了

取組主体は、交付対象者が事業を完了した場合には、竣工届を提出させるものとする。

この場合、取組主体は当該竣工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、交付対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出をもって代えることができるものとする。

6 実績報告

交付対象者は、交付対象者事業計画に記載された取組を完了したときは、新規就農者チャレンジ事業実績報告兼補助金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、取組主体に報告するものとする。

7 取組状況報告等

(1) 取組状況報告

交付対象者は、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の新規就農者チャレンジ事業取組状況報告（別紙様式第4号。以下この別記において「取組状況報告」という。）を取組主体に提出するものとする。

また、交付対象者は、毎年1回、取組状況報告を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回の提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うものとする。

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付対象者事業計画に定めた目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を取組主体に提出するものとする。

8 その他

(1) 交付対象者は、本事業により導入した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）、果樹・茶の改植を行った樹園地等（以下この別記において「導入機械等」という。）を、第6の8の(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、その旨を取組主体に報告し、あらかじめ取組主体の承認を受けるものとする。

(2) 交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は導入機械等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を取組主体に速やかに報告するものとする。

第6 取組主体の手続等

1 交付対象者事業計画作成への助言及び指導

取組主体は、交付対象者が交付対象者事業計画を作成するに当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、交付対象者事業計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 交付対象者事業計画の承認

取組主体は、交付対象者から交付対象者事業計画の承認申請があった場合には、内容について審査し、第7の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。交付対象者事業計画を承認した場合は、交付対象者に通知するものとする。

3 交付対象者事業計画の変更の承認

取組主体は、交付対象者事業計画の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認するものとする。

4 交付の決定及び補助金の交付

第5の3に基づく交付申請を受けた取組主体は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定するものとする。

また、第5の6に基づく実績報告を受けた取組主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は補助金を交付するものとする。

5 取組状況等の確認

(1) 取組状況報告の確認

取組状況報告を受けた取組主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、取組状況報告の確認、助言及び指導は、取組状況確認チェックリスト(別紙様式第6号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

(2) 経営状況の確認

取組主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度まで、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、取組状況確認チェックリスト(別紙様式第6号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画、成果目標の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 営農に対する取組状況

(イ) 栽培・経営管理状況

(ウ) 交付対象者事業計画の達成に向けた取組状況

(エ) 労働環境等に対する取組状況

イ 圃場確認

(ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか

(イ) 農作物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

(ア) 作業日誌

(イ) 帳簿

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地台帳(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。)、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経

営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下この別記において「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下この別記において同じ。）

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地区の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 目標地区又は策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 サポート体制の整備

- (1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第9号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下この別記において「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイトに公表するものとする。ただし、経営開始資金等又は経営発展支援事業等において地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものとみなすことができる。
- (2) 取組主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（この別記において「サポートチーム」という。）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。
 - ア 1の交付対象者事業計画作成への助言及び指導
 - イ 2の審査への参加
 - ウ 5の取組状況の確認、助言及び指導

8 導入機械等の管理運営等

取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕、改築・再取得等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営等するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

ア 取組主体は、導入機械等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、交付対象者に対し、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間（リースの場合はリース期間）に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 取組主体は、交付対象者に対し、導入機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下この別記において同じ。）を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ 取組主体は、交付対象者がウで作成した導入機械等の管理運営日誌、利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、導入機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入した農業用機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう交付対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

取組主体は、交付対象者から第5の8の(1)の報告を受けたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じた財産処分として、第7の1の内規に基づく財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。

この場合において、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産の処分等の承認基準の定めるところによりその必要性を検討するとともに、あらかじめ都道府県を通じて全国農業委員会ネットワーク機構と協議した上で行うものとする。

(3) 災害の報告

取組主体は、導入機械等が処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させ、必要に応じて、(2)に準じて必要な手続を指導するものとする。

(4) 増築等に伴う手続

取組主体は、導入機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告させ、必要に応じて、(2)に準じて必要な手続を指導するものとする。

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、

農業共済その他の農業関係の保険への積極的・継続的な加入を推進するものとする。また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の補助金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況や農業共済の加入状況等の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1の第8の10の(2)のデータベース（以下この別記において「データベース」という。）を運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報等の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) 取組主体等は、(2)のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(4) 国、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第11号により適切に取り扱うものとする。

第7 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、補助金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

2 事業計画の作成

(1) 全国事業計画の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、全国事業計画（別紙様式第7号）を作成し、交付申請時に経営局長に提出するものとする。

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、交付対象者の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表2の配分基準表によりポイント付けの上、都道府県新規就農者チャレンジ事業計画（別紙様式第8号。以下この別記において「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）に提出するものとする。

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、交付対象者の取組をポ

イントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫補助金の低い事業、国庫補助金も同額である場合は総事業費の高い取組計画（別紙様式第8号別添（別紙1）候補者（交付対象者）リストをいう。）を優先的に採択するものとする。

ウ 地方農政局長等は、イで採択されることになった取組に係る都道府県事業計画を承認し、通知するものとする。

（3）市町村事業計画の作成

取組主体は、交付対象者の交付対象者事業計画について適当であるか確認の上、市町村新規就農者チャレンジ事業計画（別紙様式第9号。この別記において「市町村事業計画」という。）を作成し、都道府県の承認を得るものとする。

なお、市町村は、（2）のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

（4）計画の重要な変更

（2）の都道府県事業計画、（3）の市町村事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 別紙様式第8号又は第9号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加

ウ 補助金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業の対象経費（以下この別記において「推進事業費」という。）の増加

3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助

（1）2の（2）の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払を請求するときは、支払請求書（別紙様式第10号）を全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

（2）（1）の提出を受けた全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に補助金を支払うものとする。

4 事業実績報告の作成

（1）全国事業実績報告の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の完了後、全国事業実績報告（別紙様式第7号）を事業実施年度の翌年度の9月末までに経営局長に報告するものとする。

（2）都道府県事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県新規就農者チャレンジ事業実績報告（別紙様式第8号。以下この別記において「都道府県事業実績報告」という。）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

都道府県は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うものとする。

また、（3）により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施する

などし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長等は、アの報告を受けた後、当該都道府県事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村新規就農者チャレンジ事業実績報告（別紙様式第9号。以下この別記において「市町村事業実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告するものとする。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うものとする。

また、目標年度の翌年度の7月末の取組状況報告の確認において、交付対象者が交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告するものとする。

(4) 国によるフォローアップ

国は（1）及び（2）の報告を踏まえ、必要に応じて、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県及び市町村に対し、ヒアリングを実施し、指導及び助言を行うものとする。

第8 推進事業

全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、取組主体等は、本事業及び経営発展支援事業等を推進するため、推進事業として以下の事業を実施することができるものとする。推進事業費は別表3のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができるものとする。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、取組主体等の会計に属する補助金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 補助事業の実施に関する事務
- 2 補助事業の交付対象者の指導活動

第9 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 取組主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知するものとする。
- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるものとする。
- 3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 4 本事業の実施に当たって、取組主体は、交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該交付対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に取り組主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

- 5 都道府県知事は、4による報告を受けたとき及び取組主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、5の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県及び取組主体に対し、指導・助言するものとする。
- 7 取組主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、交付対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

(別表1)

成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (以下のいずれかの目標を設定。)
① 経営面積の拡大	事業実施地区において現状の経営面積より3割以上の拡大を行う。
② 付加価値額の拡大	現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下この別記において同じ。）の1割以上の拡大を行う。
③ 労働生産性の向上	現状の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。以下この別記において同じ。）より3%以上の向上を行う。

(別表2)

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

施設園芸作	現状以上	15a 以上	18a 以上	21a 以上	24a 以上	27a 以上	30a 以上
果樹作	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
土地利用型	現状以上	75a 以上	100a 以上	125a 以上	150a 以上	175a 以上	200a 以上
上記以外	現状以上	25a 以上	30a 以上	35a 以上	40a 以上	45a 以上	50a 以上
点数	6 点	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 経営面積の拡大率

	現状以上	30%以上	33%以上	36%以上	40%以上	45%以上
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあつては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上	30%以上	35%以上
点数	10 点	12 点	14 点	16 点	18 点	20 点

イ 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
--	------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあつては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 交付対象者が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式の革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械・施設が、当該計画のスマート農業技術(計画の別記様式第2号4(4)Bの欄)又は新たな生産の方式(計画の別記様式第2号4(4)Cの欄)と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	11%以上	13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者
点数	10点	12点	14点	16点	18点	20点

(イ) 付加価値額の拡大額

	現状以上	15万円以上	25万円以上	75万円以上	125万円以上	175万円以上	250万円以上
点数	6点	10点	12点	14点	16点	18点	20点

2 取組内容ポイント

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

項目	配点の基準	点数
①研修	ア 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	1
	イ 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	2
	ウ ア及びイに加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
②サポート体制	ア 地域サポート計画が策定されている	1
	イ アに加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	ウ イに加え、アの地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている	3
③経営管理の合理化	ア 農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
	イ アに加え、GAP認証等を取得する ^{※2}	3
④法人化	ア 目標年度までに農業経営を法人化する	3
	イ 法人化している又は事業実施年度内に法人化する	5
⑤家族経営協定を書面で締結している ^{※3}		1
⑥農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
⑦データを活用した農業を実践する		2
⑧みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		2
合計（最大）		20

- ※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「農業用機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。
- ※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。
- ※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

(別表3)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し支払う謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと。
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて補助対象とすることが可能））、共済費（臨時的に雇用した者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

従業員数	常時雇用者数	人（うち女性 人）			
	臨時雇用者数	人（うち女性 人）			
法人化の予定	<input type="checkbox"/> 既に法人化している（設立時期： 年 月） <input type="checkbox"/> 有り（時期： 年 月頃） <input type="checkbox"/> 無し （法人化しない理由： ）				

※ 法人の場合は定款を添付すること。

3 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載すること。

目標項目	目標水準	実施
①経営面積の拡大	事業実施地区内において現状の経営面積より3割以上の拡大を行う。	
②付加価値額の拡大	現状より付加価値額の1割以上の拡大を行う。	
③労働生産性の向上	現状より付加価値額の3%以上の向上を行う。	

4 採択ポイント

(1) 成果目標ポイント

取組項目	目標水準		点数
ア	現状	目標	
イ	現状	目標	

(2) 取組目標ポイント

※ 取り組む項目を全て記載すること。

取組項目	目標水準	点数
合計（最大20点）		

(3) 合計ポイント

合計 (最大60点)	
---------------	--

第4の3の(1)のエ					
取組内容					
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の(1)のオ					
取組内容					
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

第4の3の(1)のカ					
取組内容					
	リース事業者:				
	リース期間:				
	着工(予定)年月日				
	完了(予定)年月日				
事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	自己負担	合計

※ 機械・施設等リース計画書を添付すること。

6 地域計画への位置付け

事業実施地区	
地域計画の分類	<input type="checkbox"/> 目標集積率が6割以上(中山間地域の場合は5割以上) <input type="checkbox"/> 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加するもの <input type="checkbox"/> 目標集積率が事業実施年度の翌年度までに6割以上(中山

	間地域の場合は5割以上) となることが確実 □目標集積率が事業実施年度の翌年度までに現状集積率より10ポイント以上増加することが確実	
位置付けの状況	□位置付けられている □位置付けられることが確実	
当該地域計画内での経営内容	現状	作目：_____ 経営面積：_____ a
		作目：_____ 経営面積：_____ a
	10年後 (予定)	作目：_____ 経営面積：_____ a
		作目：_____ 経営面積：_____ a

※ 交付対象者が複数の地域計画に位置付けられる場合、本事業の対象となる地域計画のみ記載すること。

7 経営発展支援事業等の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 受けた (令和 年度採択)
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み (令和 年度 (予定))
	<input type="checkbox"/> 受けていない

8 経営発展支援事業等の取組状況 (第4の2の(5))

※ 7で交付を受けたにチェックを入れた方のみ記載

<input type="checkbox"/> 既に成果目標を達成している 成果目標： 達成状況：
<input type="checkbox"/> 事業実施年度の前年度の経営規模がアを上回っている 経営規模： 達成状況：
<input type="checkbox"/> 事業実施年度の前年度の経営規模がイを上回っている 経営規模： 達成状況：
<input type="checkbox"/> 災害、病気等のやむを得ない事情に該当 理由：

※ 直近の就農状況報告書を添付すること (データベースに入力されている場合は省略可。)

9 農業経営改善計画の認定予定

※ 経営発展支援事業等による補助を過去に受けている場合のみ記載すること。

<input type="checkbox"/> 予定している (理由：) (認定予定：令和 年 月までに認定を受ける予定) <input type="checkbox"/> 未定・予定していない (理由：)
--

10 青年等就農計画の認定要件

※ 50歳以上で認定を受けた場合のみ記載すること（該当する番号を記入。）。

<p>該当項目： _____</p> <p>① 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者</p> <p>② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者</p> <p>③ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者</p> <p>④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者</p> <p>⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>
--

11 経営開始資金、経営開始支援資金又は農業次世代人材投資事業（開始型）の交付の有無

<p>交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 受ける見込み <input type="checkbox"/> 受けていない（受けない）</p>
--

12 就農準備資金、就農準備支援資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

<p>交付を <input type="checkbox"/> 過去に受けていた <input type="checkbox"/> 現に受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 受けていない</p>
--

13 過去の研修等の経験

研修先	期間	年 月 日 ～			
		年	月	日	日

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） * 1

別添4：農地及び主要な機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 * 1

別添5：通帳の写し

別添6：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添7：「みどりチェック」チェックシート

別添8：事業実施地区の地域計画

* 1 申請時に経営を開始している場合に限る。

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	能力等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)			
物件取得見込額（税込み）		[1]	(円)	
助成申請額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち都道府県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込み）		[6]	(円)	

注1: 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
- ② その他取組主体が必要と認める資料

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量		(単位) 台
	能力等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額(税抜き) [1]					(円)
うちオプション分(税抜き)					(円)
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)
リース料助成申請額 [3]					(円)
うち国庫助成金 [4]					(円)
うち都道府県負担額 [5]					(円)
うちその他 [6]					(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [7]					(円)
うち税相当分					(円)
機械利用者負担リース料(税込み) [8]					(円)
リース物件保管場所					
リース事業者名					

- 注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。
- 注2: リース助成申請額うち国庫助成額は、次の算式で計算し、記入してください。
 $A:[1] \times 3/7$ 以内
 ただし、リース期間が4年未満の場合は、次の算式で計算し、記入してください。
 $B:[1] \times (\text{リース期間}(1\text{カ月未満は切り捨て})/7\text{年間}) \times 0.75$
- 注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。
- 注4: 添付書類は、以下のとおり。
 ① 販売会社の見積書の写し等
 ② その他事業実施主体が必要と認める資料

別添 1

収支計画

* 「現状」の欄には直近（事業実施年度の前年度）の実績を、「1年（度）目」の欄には事業実施年度の経営状況を記載すること。

			事業実施				
			現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 3年(度)目 (年 月～ 年 月)	
農業収入	○○ (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
	経営開始資金 (円)						
	収入計 (円) ① (資金を除く)						

			事業実施			
			現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度)目 (年 月～ 年 月)	2年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 3年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業経営費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②				
-------------	--	--	--	--

別添2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)	年	月	免許・資格

別添7

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
	④	肥料の適正な保管
	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
	⑪	農薬の適正な使用・保管
	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添7

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、**全ての項目にチェック**を入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、**取り組んだことを確認してチェック**してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は口 にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
—	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止		
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
—	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥		
	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の適正な保管
	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除		
—	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない） 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
—	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の適正な使用・保管
—	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない） 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減		
	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止		
—	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
—	⑯	※特定事業場である場合（該当しない） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → | |

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

新規就農者チャレンジ事業
実績報告兼補助金支払請求書

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の6の規定に基づき実績を報告します。
（なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。）

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数*	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日*)			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地 (申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引

き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積等、生産量を記載すること。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載すること。

5 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6 共済等への加入

共済等の名称	加入（予定）期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

7 規模拡大に向けた今後の課題と改善に向けた取組

規模拡大に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し
 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し*1
 4. 農地及び主要な機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1
 5. 「みどりチェック」チェックシート
(原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添7を利用。)

*1 1回目の報告の際のみ添付する。

決算書

(○年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 事業実施○年(度) 目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業収入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
経営開始資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

			計画※ 事業実施○年(度)目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業経営費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 (円) ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計 (円) ④ = ① - ③					

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

住所等変更届

令和 年 月 日

殿

氏名

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第5の7の（2）の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ おおむね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 新規就農者チャレンジ事業計画の達成に向けた取組状況

a 成果目標の取組について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
---------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

d 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上げを計上している・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ おおむね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない・ 遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

全国事業計画（○年度）
（実績報告）

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
取組主体

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2の第7の2の（1）₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり全国事業計画（実績報告）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（1）」とする。
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

全国

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度
団体名 :

第1 事業の実施方針

--

第2 事業の交付計画(実績)

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県 負担額	その他	自己負担額	
0人	0円					
実績 0人	実績 0円					

※ 実績は都道府県が提出した別紙1候補者(交付対象者)リストを取りまとめて添付すること。

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	申請額	実績額
①事業実施に係る事務		0円	0円
②交付対象者情報の共有		0円	0円
合計		0円	0円

3 都道府県への配分に係る計画(実績)

事項	計画値	実績値	配分及び進行管理の方針
配分都道府県数	0人	0人	
配分金額(円)	0円	0円	
うち事業費	0円	0円	
うち推進費	0円	0円	

4 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第3 交付対象者データベースの改修・運用(第6の10の(2)に定めるデータベースを活用)

1 交付対象者データベースの改修・運用計画(実績)

--

2 個人情報の取扱い

--

第4 関係機関(都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村等)との連携

--

第5 その他

--

都道府県新規就農者チャレンジ事業計画

(実績報告) (〇年度〇〇県)

番 号
令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(2)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり都道府県新規就農者チャレンジ事業計画（実績報告）（〇年度〇〇県）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（2）」とする
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

都道府県 新規就農者チャレンジ

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県 負担額	その他	自己負担額	
	0円					
実績	実績 0円					

※ 市町村が提出した別紙1候補者(交付対象者)リストを取りまとめて添付すること。

2 推進事業に関する計画(実績)

(1)推進事業費内訳

	推進事業費 合計額(円)	負担区分	
		都道府県	市町村
申請額	0円		
実績額	0円		

(2)都道府県推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業の実施に関する事務		
②交付対象者への指導活動		
		(合計) 0円

3 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第2 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)

注:ホームページで公表している場合はURLを記載(添付は省略)

事業内容 (導入機械等名、規模、 台数等)	実施内容			事業費関係 (全て円単位で記入すること)								融資概要					備 考
	着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	導入機械等の 保管・設置・ 施工住所	導入機械等 の見積金 額・事業費 (円)	補助上限額 (円)	国費 (円) ※千円単位切 り捨て	都道府県負担分 (円)	自己負担 (円)	その他 (市町村、J A負担分) (円)	国費は、 補助対象 事業費の 3/10以内 (確認 用)	助成率 (確認 用) (A- D)/A	担保措 置の有 無 (該 当の場 合は 「1」 を記入	金融機関 (整理番号は番号表 を参照)	金融 (資金) 種類 (整理番号は番号表を参照)			
					A	B=< A×3/10	C	D	E			整理番 号	(確認用)	整理番 号	(確認用)	償還 年数	
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		
					0	0		0		-	-		-		-		

別紙 1 : 整理番号表

①就農形態

番号	
1	新規参入
2	親と別部門
3	全継承
4	一部継承

②営農区分

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

③導入内容

番号	導入機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設（乾燥機）	
12	果樹棚	
13	集出荷施設（選果機）	
14	家畜（肉用牛等）の導入	
15	果樹の新植、改植	
16	茶の新植、改植	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	リース農業用機械	その他
27	リースハウス	
28	リースユンボ	
29	その他	土地基盤整備
30	畦畔除去	
31	区画整理	
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県
12	その他

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑥担保措置

番号	
1	該当

(別紙2)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名	問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	-----------	---	---

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方や、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)
		令和○年度		令和○年度		
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	
新規就農者数(必須)						
内訳	新規参入者数					
	新規自営農業就農者数					
	新規雇用就農者数					

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口		農業者による指導	
研修支援		販路支援	
技術・経営指導		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
農地確保支援		事務局・全体調整	
機械・施設等の確保支援		その他(〇〇)	
資金相談		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注：都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注：必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

市町村新規就農者チャレンジ事業計画
(実績報告) (〇年度〇〇市町村)

番 号
令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長
○ ○ ○ ○

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(3)₍₁₎の規定に基づき承認を受けたいので₍₂₎、別添のとおり市町村新規就農者チャレンジ事業計画（実績報告）（〇年度〇〇市町村）を申請₍₃₎します。

- ※下線部（1）は、実績報告の場合は「4の（3）」とする。
（2）は、実績報告の場合は不要。
（3）は、実績報告の場合は「報告」とする。

市町村 新規就農者チャレンジ

- 事業計画
- 実績報告

事業実施年度 : 令和 年度

都道府県名 :

市町村名 :

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

交付申請数(人) [交付実績]	事業総額(円) [実績額]	負担区分				備考
		国庫補助金	市町村 負担額	その他	自己負担額	
	0円					
実績	実績 0円					

※ 別紙1で候補者(交付対象者)の一覧を添付すること

2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	推進事業費 合計額(円)
申請額	0円
実績額	0円

(2) 市町村推進事業計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業の実施に関する事務		
②交付対象者への指導活動		
		(合計) 0円

3 合計額

申請額	0円
実績額	0円

第2 市町村サポート計画(実績)(別紙2)

注:ホームページで公表している場合はURLを記載(添付は省略)

実施内容			事業費関係 (全て円単位で記入すること)							融資概要					備考		
着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	導入機械等の 保管・設置・ 施工住所	導入機械等 の見積金額・事業費 (円)	補助上限額 (円)	国費 (円) ※千円単位切 り捨て B=<A× 3/10	都道府県負担分 (円)	自己負担 (円)	その他 (市町村、J A負担分) (円)	国費は、 補助対象 事業費の 3/10以内 (確認 用)	助成率 (確認 用) (A- D)/A	担保措 置の有 無 (該 当の場 合は 「1」 を記入	金融機関 (整理番号は番号表 を参照)		金融 (資金) 種類 (整理番号は番号表を参照)			
												整理 番号	(確認用)	整理 番号		(確認用)	償還 年数
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		
				0	0		0		-	-			-		-		

別紙 1 : 整理番号表

①就農形態

番号	
1	新規参入
2	親と別部門
3	全継承
4	一部継承

②営農区分

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

③導入内容

番号	導入機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設（乾燥機）	
12	果樹棚	
13	集出荷施設（選果機）	
14	家畜（肉用牛等）の導入	
15	果樹の新植、改植	
16	茶の新植、改植	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	リース農業用機械	その他
27	リースハウス	
28	リースユンボ	
29	その他	土地基盤整備
30	畦畔除去	
31	区画整理	
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	商工中金
7	奄美振興基金
8	銀行
9	信用金庫
10	信用組合
11	都道府県
12	その他

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑥担保措置

番号	
1	該当

(別紙2)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載	(電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※HP掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標	直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)			
		令和○年度		令和○年度					
		うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下	うち49歳以下				
新規就農者数(必須)									
内訳	新規参入者数								
	新規自営農業就農者数								
	新規雇用就農者数								

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度)
地域と農業の紹介文	
主な農産物	
地域が求める新規就農者	

2 地域サポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
機械・施設等の確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		その他(〇〇)	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	就農・移住相談対応、就農相談会の開催	
	就農体験ツアー・インターンシップの実施	
	ホームページ、パンフレット等での情報提供	
	その他	
就農前の支援	研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	
	就農計画作成サポート	
	農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	
	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	
	販路確保、販路開拓に向けた支援	
	地元農家や地域住民との交流促進の取組	
	生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
	その他	

注：地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ(必須)

就農相談	就農準備段階	就農

5 経営開始5年目の農業経営の目標・農業経営モデル

(1) 経営開始5年目の目標(主たる従事者1人当たり)(必須)

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

(2) 経営開始5年目の目標となる農業経営モデル(必須)

営農類型	品目	経営規模(a、頭数等)	収量	収支		労働力		主たる従事者1人当たり労働時間	備考
施設野菜		a	t/10a	売上	万円	専従	人	h/年	
				経費	万円	パート	人		
				所得	万円				
主な施設・機械等		棟		台				台	
		式		台				台	
		台		台				台	

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(3) その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

令和〇年度（〇回目）支払請求書

番 号
年 月 日

殿

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった都道府県新規就農者チャレンジ事業計画について、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の3の（1）の規定に基づき、請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。

記

(単位：円)

事項	都道府県事業計画に基づく事業費 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - (B + C)	備考
事業費					
推進事業費					
合計					

添付資料

都道府県新規就農者チャレンジ事業計画及び当該事業計画の地方農政局長等の承認通知（写し）

新規就農者チャレンジ事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。

- 1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 取組主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各取組主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらおう。
- 2 申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 3 「個人情報の取扱い（例）」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

(別紙)

殿

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者チャレンジ事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体は、新規就農者チャレンジ事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による交付対象者の取組状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合
（※ その他追加する機関があれば明確にすること。）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

（法人・組織名）

氏名